

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年3月3日
【事業年度】	第65期（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）
【会社名】	東洋炭素株式会社
【英訳名】	TOYO TANSO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 純子
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行って おります。)
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田三丁目3番10号 梅田ダイビル10階
【電話番号】	(06) 6451-2114 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 坊木 斗志己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月31日に提出いたしました第65期（自平成18年6月1日 至平成19年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (3) (省略)

(4) その他

① ～ ⑤ (省略)

⑥ (記載なし)

⑦ (記載なし)

（訂正後）

(1) ～ (3) (省略)

(4) その他

① ～ ⑤ (省略)

⑥ 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。